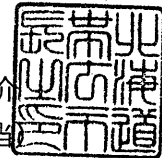




帯人事第 211 号
令和 8 年 8 月 7 日

帯広市監査委員	廣 瀬	智 様
同	小田切	章 裕 様
同	大竹口	武 光 様

帯広市長 上 野 庸 介
(総務部組織人事室人事課担当)



監査の結果に対する措置の通知について

令和 8 年 3 月 27 日付帯監査第 148、149 号において提出のありました監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知いたします。



定期監査指摘	措置状況
収入及び支出事務等の全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われていることを確認しました。 しかしながら、監査の結果に記載のとおり、収入及び契約事務において、法令等の規定に基づいた手続きがなされていない事例など、改善を要する事務処理が見受けられたことから、再発の防止を求めます。 また、これまで指摘した滞納整理事務について、依然として改善が図られていない事例があったことについては、それぞれの職責のもと最大限の注意をもって事務執行に当たるよう徹底した指導を求めます。 今後におかれましては、引き続き、事務の基本となる法令等の理解の促進を図り、今回の監査結果等を全庁的な課題とし、改善に取り組まれるとともに、これまでの合規性の観点だけにとどまらず、経済性、効率性及び有効性にも配慮された事務執行に努められますことを期待します。	今期の指摘に対しては、特に繰り返し指摘を受けている滞納整理事務を中心に是正措置を講じていくほか、過年度の指摘内容や措置状況の組織内での共有を進め、事務の基本となる法令等の習熟を図り、引き続き、適正事務を執行するよう努めてまいります。